

第 5 章

イランにおける農業政策の展開と農村社会の変化 ——イラン・イスラム革命前後を中心に——

はじめに

イラン南部、ファールス地方のマルヴダシュト山谷平野には、アケメネス朝のペルセポリスやパサルガデ、それにサーサーン朝のナクシェロスタムなどの古代遺跡群があり、その地が古代より肥沃であったことを物語っている。その広大な谷平野には、4000メートル級のザグロス山脈の雪解け水を源流にし、バフタガーン内陸湖にそそぐ中規模内陸河川、コル川が流れている。コル川上流域のコンフィールーズ地域と下流域のコルバール地域では、河川水を利用して米作が、中流域のラームジェルド地域では地下水や河川水を利用してムギ、サトウダイコン、ワタなどが栽培され、近年はドルーズザン・ダム（旧ダリウス・ダム）下流域の水資源を利用して、農工業の地域開発拠点となったところである。

本章ではファールス地方の農村地域で観察し、収集したデータを整理し検討することから始める。その際、国民経済政策の一環としての中央の農業政策の理念や計画といったマクロ問題が、地方のミクロの農村現場にいかなる影響を与え、その対応と変化の過程がどのようなものであったかを考察するのが目的である。

イラン・イスラム革命前の国王と中央政府による工業化と大規模農業化を

推し進めた近代化政策開始期の1960年代を出発点にして、革命後の80年代におけるイスラム政権の基本的な経済理念と農業政策が地方農村現場に与えたインパクトと変化を中心とする。その際、これらの変化が顕著に観察できた前述のマルヴダシュト地域の農村を主な事例とする。中央の農業政策と地方農村での大きな変化は、次の三つの時期に分けて考えることができる。

第1期は、1960年代から70年代にかけての国王と中央政府による上からの近代化政策期で、農地改革からイラン・イスラム革命までの時代(1962~79年)である。それは石油収入を梃子にいっきに近代化を目指そうとする工業化政策と、土地や水資源の国有化をとおして大規模農場制を中心とする「農業の工業化」を目指す政策であった。この時代を(1)農地改革と農村社会の変化、(2)地域開発政策の展開と農業公社の二つに分けて考察する。

第2期は、イラン・イスラム革命からイラン・イラク紛争の終結までの、主として1980年代である(1979~88年)。同紛争は、革命後の経済再建を目指すイスラム政権の大きな撹乱要因となった。イスラム政権は「自立経済」と「被抑圧者層の解放」の2大目標を掲げ、農産物の増産と自給、それに小農民育成政策へと方向を大きく展開していった。この時代を(1)革命後の農業政策と農村社会の変化、(2)イスラム農地改革に分けて検討する。

そして第3期は、イラン・イラク紛争後から今日まで(1988~99年)の主として1990年代である。それは、ホメイニー師亡き後、複数指導体制を確立した政権が新5カ年開発計画にみられるように、戦後経済復興と食糧の自給化体制の強化を目指した時期であった。この時期は食糧増産と自給、人口増、自然生態系のバランスという長期的な問題が顕在化していく時期でもあった。

第1節 イラン・イスラム革命前の農業政策の展開

1. 農地改革と農村社会の変化

(1) 白色革命と農地改革

現代イランの経済社会の変化を考察する上で出発点となり、最も重要な政治上の出来事は、国王と国家によって推進された上からの近代化政策、すなわち「白色革命」であった。それは1962年から79年のイラン・イスラム革命まで、16年間にわたって実施された経済社会改革の総体（最初、6項目、(1)農地改革、(2)森林・牧野の国有化、(3)国営企業の民間への売却、(4)工業労働者への利益配分、(5)婦人参政権、(6)教育部隊の創設など、後に13項目が追加）であった。王と国家主導によるこの「革命」が、短期間にイラン社会に与えた影響は大きい。それは王制を確固たるものとし、石油収入を梃子に高度経済成長を促し、資本主義化への道を切り開くものであった。

白色革命における基本施策のなかでも農地改革は特に重要で、国王による近代化政策の目玉商品となり、1960年代以降に顕著となる広範な社会変化の主たる起動因となったものである。農業と農村近代化のシンボルとなった農地改革は、62年から3段階10年をかけ実施された。

第1の目標は政治的なものである。それは国家の介入により地主・小作制（mālek-ra‘iyat）に典型的にみられたような前近代的社会構造を解体し、地主勢力の弱体化とそれに代わる国王と国家権力の基盤を農村部に確立することにあった。

第2は経済的目标であり、イランの近代資本主義的経済発展の桎梏となっていた農業部門を変革し、国民経済の発展に一致するような諸政策を実施することにあった。

農地改革は果樹園や牧草地を除く不在地主地の約2分の1しか対象とされず、しかも当時、農村人口の約4割を占めていた土地なし層（khosh-neshīn）

が最初から除外されたという不徹底があったが、耕作権農民の約9割がなんらかの形で農地再分配の恩恵にあずかり、厳しい地主制下で苦しんでいた小作農民が解放された意味は大きい。農地改革によって、農民の頭上を覆っていた地主という厚いヴェールが剥がされ、彼らは国家の官僚組織や市場の動きと直接に向かい合うことになった。

国家は第1の政治的目標である伝統的土地所有構造にメスを入れ、農村部にその支配体制を確立することに成功した。しかし、第2の経済的目標であった農業部門における経済発展に関しては多くの問題を残し、後述する農業公社設立と深く関連することとなる。

(2) 農地改革と農民層の変化

1960年農業統計（イラン統計局、1965：36）によると、農地改革前、全耕地の約75%近くは地主所有地であった。第1段階の62年農地改革法では、個人で1村落以上を所有する大土地所有者を、第2段階の63年農地改革法（「農地改革の追加条項」）では、複数で1村落以上を分割または持分で所有する小土地所有者をそれぞれ主たる対象としていた。62年法における例外規定、例えば、機械化された農地、果樹園、上限を越える農地の親族への譲渡、それに、63年法の五つの選択肢などは、地主側に抜け道を与えるものであった。その不徹底さが指摘されたが、ともかく農地改革は実施されたのである。

農地改革後、農村の社会階層は大きく次のように変化した。第1は、なんらかの方法で法の網の目をくぐり抜けた旧地主層である。彼らは機械化や雇用労働により企業的農業経営者（平均200～500ヘクタール）に変身していった。

第2は、中小地主や旧地主の代理人であった差配や村落の長、それに、伝統的耕作組の長などである。彼らは農地改革時に一般農民より有利な条件で土地を取得し、改革後も借地や購入などで経営規模を拡大して中農層（平均20～100ヘクタール）に成長した。彼らは国の農業資金を積極的に運用し、機械化、化学肥料、灌漑用水など農業近代化に力を注ぎ、村落の上層部分を形成していった。例えば、農地改革の第1段階で解放されたヘイラーバード村で

は、村落の長が地主後の「新しい権力者」、「田舎農業資本家」(大野, 1981: 137)となつた。

第3は、農地再分配によって小作農から定期借地農か土地所有農になった大多数の小農層(10ヘクタール未満の耕地を經營)である。この小農民による農業經營のつまづきは、後に大きな経済上の問題となつてくる。

第4は、村落内部における土地なし層である。彼らは農地改革時、農村人口の4割近くを占めていたが、耕作権を持っていなかった理由で農地改革の対象から排除された。農地改革によって耕作権農民は小土地所有農民に変化したが、それ以前の彼らの耕作権は1年ごとの契約であり、地主の一存でどうにでもなる不安定なものであった。農地改革により彼らの耕作権が固定することによって、農民層と土地なし層の分離が明確となつた。農村部での人口増加は、そのまま、土地なし層の人口増加となり、農民層と土地なし層の人口比を逆転させた。同時にそれは、村落の最下層を構成する定職も技能ももたない不安定な農村雑業層グループの増加と重なつてゐた⁽¹⁾。

(3) 小農民經營の不振

農地改革によって地主から解放された農民は農業經營の主体となつたものの、彼らの生産基盤は脆弱なものであった。このため、政府は農村協同組合(sherkat-e ta'āvonīhā-ye rūstā'i, 1955年創設)を全国各地に設立し、小農民經營を支援する方針を打ち出した。この路線は農地改革以降、1960年代(第3次開発5カ年計画期の1963~67年)の農業政策の基本となつた。しかし、前述の4分類のうち、(4)土地なし層は別として、(1)企業的經營者層と(2)中農層は中央政府が推進する農業近代化の波に乗ることができたが、農村人口の大多数を占めた(3)小農民による農業經營は60年代をとおして低迷状態が続き、そこから抜け出すことができなかつた。

この小農民による農業生産の不振の原因としては次のものが考えられる。

第1は、農地規模の零細性とその分散性である。表1に見られるように農地取得者の約73%は、6ヘクタール未満の土地であり、3ヘクタール以下の

表1 土地取得農民の農地規模別分類（1976年）

所有規模 (ha)	農民数 (1,000人)	比 率 (%)
10.1～50	200	8.6
6 ～10	434	18.7
3 ～ 5.9	545	23.5
1 ～ 2.9	342	14.7
< 1	801	34.5
合 計	2,322	100.0

(出所) Hooglund, 1982: 91.

零細農民が全体の半分を占めていた。農地改革で土地を取得した約250万人の農民の平均規模は2.8ヘクタールであった(Doroudian, 1976: 157)。麦作を中心とするイランでは家族5人を養うのに最低7ヘクタールが必要とされることから、土地を取得した農民の4分の3は農業収入のみでは生計維持ができないことを意味していた。この3ヘクタール前後の非経済的な土地に加え、それが7～8カ所の小地片に分散(Khosrovi, 1972: 168)し、機械化や合理的な灌漑化を推進するのに障害となつた。

第2に、伝統的耕作制度が残存したことである。多くの場合、農地は個々の農民に分割されたのではなく、村や耕作区を単位として、そこに所属する耕作権農民を地主から切り離す形で行われたため、旧地主以下の伝統的耕作制度(解放耕地制、土地割替制、共同耕作組など)が残ってしまった。これらの制度は農業経営の主体となった個々の農民の生産性の向上意欲を妨げるものとして自覚されるようになった(後藤, 1979)。

第3に、灌漑用水の問題がある。農地改革後も旧地主が村落の一部を所有していた所では、カナートなどの灌漑供給の実権を握りつけたことや、農民と旧地主間で用水の共同管理がうまく機能せず、水供給が不安定であることなどがあげられる。「土地の所有者になったが、用水の支配者とはなりえなかつた」(岡崎, 1988: 218)のである。

第4は、農村協同組合活動の不活発さがあげられる。地主に代わり自作農

経営の支援のために設立された農村協同組合の機能（生産、販売、購買、信用など）は一部の信用貸付を除いて十分に機能していなかった。しかも、融資額は成員の出資額に応じて貸し付けられたため、小農には不利であり、それが生産投資と結びつくより生活費の負債返還に消えてしまう場合が多かった。また、地主が去った後の農村部において、政府金融機関の力は弱かったため、高利貸しがその間隙に入り込んできた。

都市部で工業化が進展し都市人口が急増すると、食糧不足が表面化していく。1960年代、工業部門の年平均成長率は約14%を示したが、農業部門のそれは2～3%前後にとどまった。また、人口増加率は農業成長率を上回った。65～75年まで食糧需要は年平均で9%増加したが、食糧生産は3～4%にとどまり、その格差が拡大していった (Aresvik, 1976: 207)。

1960年代後半、農地再分配政策が単純に農業発展へと結びつかず、農業生産の停滞が明らかになると、政府は農地改革以来の小農民育成政策から生産力優先政策へとその方向を大きく転換していく。生産力優先政策とは、大資本を投下し近代的農業技術を駆使しながらスケールメリットを生かそうとする国家主導型の大規模農場経営であり、農業公社(sherkat-e sahāmī-ye zera'ī, 1000ヘクタール以上、平均3600ヘクタールの経営規模)や農業会社(sherkat-e keshāvarzī, 経営規模は5000ヘクタール～2万ヘクタールのマンモス経営単位)の形で具体化されていった。農民にいたん与えた土地を「株主」という形で体よく再統合したり、半強制的に農地を買収するような形で、これらの国家による農村の解体と再編の大事業が進められていった。

2. 地域開発政策の展開と農業公社

(1) 農業公社設立

1968年という年は国家による地域開発政策の展開を考察する上で、重要な法案があいついで成立した年であった。すなわち、(1)水資源国有化法、(2)農業公社設立法、(3)ダム下流域の土地開発のための企業設立法などがそれであ

る。これら一連の法律の成立は、70年代の地域開発政策の基調となった生産力重視の農業政策に道を拓くものであった。ここにいたり、国家は農村協同組合による間接的介入から、農業公社や農業会社という近代的大規模農場を足場にして農村部を直接に介入する政策に転換していった。

農業公社は1968年の設立法とともに建設が開始され、初年度に14カ所が、76年までに全国で89カ所に建設された。村落および耕作区の数で813、耕作面積で約32万ヘクタールであった (Vezārat-e Ta'āvonī va Omūr-e Rūstāhā, 1976 : 35-37)。有資格農民の数は3万3663人、また、家族を含む住民総数では約30万人となる。第5次開発計画(1973~78年)では農村再編計画の中核として位置づけられ、最終年にあたる78年までに143カ所が建設され、その後も数を増やしていく予定であった。しかし、79年2月のイラン・イスラム革命によって、これらの計画は頓挫してしまった。

農業公社設立の主要な目的は『農業公社設立法』第1条⁽²⁾のなかで具体的に見ることができる (Vezārat-e Ta'āvonī va Omūr-e Rūstāhā, 1973)。それは次の6点からなっている。

- (1)農家所得の増大
- (2)近代的な農牧畜業の基礎や応用技術の習得
- (3)農地が非経済的単位に細分化されることの防止
- (4)荒蕪地、未利用地の開墾と耕作面積の拡大
- (5)農村工業の振興
- (6)農業・牧畜業の増産に結びつく農業関連産業の設立

以上のような目的を達成するために、国家は莫大な資本や人的援助、それに法的優遇措置などをとおして農業公社経営に直接に介入していった。すなわち、ダム、灌漑用水路、道路などのインフラストラクチャーへの財政援助、建物、大型機械、改良種子、化学肥料などの物的援助、設立後10年間の所得税、登記料その他の租税公課の免除、さらに、農業技術者を派遣する人的援助などをあげることができる。したがって、農業公社の特徴は大規模な資本投下と官僚機構を背景にした国家主導型の農村再編成の試みであり、その主

目的は大規模な企業的経営方式による生産性の増大にあった。

このため、第1に、農業公社は大規模な農地を必要としたことである。耕地面積規模は単位当たり最低1000ヘクタール以上を必要とし、全国平均で各農業公社が併合した農村の数は9村落、成員数は378人、耕地面積は約3600ヘクタールに再統合してひとつの農業公社がつくられた。

第2に、立地条件の選択は初めから設立目的を満たすような地域が選択されたことである。それは資本投下によって土地生産性を十分に高めることができる地域であり、とりわけ、ダムおよび水路が建設され灌漑の基盤整備がなされた地域が対象となっていることが多い。このことは水資源開発との関連で農業公社建設が推進されていったことを示しており、前述の1968年に三つの地域開発関連法がセットで提出されたことからもわかる。

(2) マルヴダシュト地域の農業公社

それではここで、イラン南部ファールス地方にあるマルヴダシュト地域の農業公社の調査事例で考察してみることにしよう⁽³⁾。

マルヴダシュト町は首都テヘランから南に約950キロメートル、古都シーラーズの手前、約50キロメートルの地点にある人口5万人ほどの町である。この町は、その経済立地条件からして地域開発の拠点となり、近年、人口集中が著しい。

この地方はザーグロス山地の南部に位置する谷平野があり、古代から肥沃な農業地帯として知られていた。谷平野は幅が平均して25キロメートル、長さ100キロメートルに及び、その中央をコル川が流れている。コル川中流部に位置し、この谷平野の入口に当たる地点に1972年、ダリウス・ダム（現ドルーズザン・ダム）が完成し、74年には3本の幹線水路と各農業公社に至る支水路ができあがった。国家投資による大規模なダムや水路の完成で、以前、不足気味であった灌漑用水量は5倍近く増加して各農業公社に十分な農業用水が供給されるようになった。また、77年には1本の幹線排水路と支線排水路が建設中でこの完成により塩類土壤地や雨期に冠水する土地の耕地化が可能に

なるはずであった。

この地方の農業公社を調査対象としたのは二つの理由があった。第1に、この地域における個別村落の調査研究の蓄積があり、1960年代農地改革以降の急激な社会変化をみるのに都合がよかつたこと、第2に、全国にある農業公社のなかでも、この地域に農業公社が集中し、地域開発政策の実態を観察する場として適するという理由による。

調査を行った1977年10月当時、この地方にはすでに9カ所の農業公社があり、さらに2カ所が建設中であった。前者のなかにはイラン農業公社第1号となったアーリアメフル農業公社が含まれていた。これは古代ペルシア帝国の遺跡であるペルセポリスの近くに建設され、宣伝用のモデル公社となったものである。これらの9カ所の農業公社に併合された農村の数は50村、耕作面積にして約1万5800ヘクタール、農業公社に権利をもつ旧農民とその家族人口は約1万人、住民総数は約1万6000人であった。

マルヴダシュト地域の農業経営の単位である個々の農業公社は平均で5～6カ所の集落が統合されて建設されたが、旧農民で成員となった人数は平均で195人、耕地面積で1756ヘクタールと、全国平均3600ヘクタールの約半分の規模であった（表2）。この地方で問題となったのは耕地規模の大小より、農業公社所有地が企業的農業経営者（旧地主）地の間にモザイク状に入り混じっていることである。例えば、ラームジエルド農業公社の例では、表3からもわかるとおり、農業公社所有地は旧地主所有地の約2分の1の面積しかなく、旧地主所有地の間に挟まり分散しているという状態であった。耕地の分散は農業公社が合理的農業経営、すなわち、大規模機械化、合理的灌漑・排水システム、合理的土地利用などといった基盤整備を推進する上で困難を生じさせた。それはこの地方の多くの農村が、農地改革の第2段階で地主と農民の間での収穫物の分益比に応じて土地と灌漑施設を分割する方式をとったためである。

1977年当時、マルヴダシュト地域の農業公社では、次のような17種の作物が栽培されていた。コムギ、オオムギ、ケシ、アルファルファ、ゴマ、ヒマ

表2 マルヴダシュト地域農業公社の概要

名称	旧むらの数	耕地面積 (ha)	総住民数	構成員と その家族数	構成員の数
(1)アーリアメフル	2	1,630	863	481	86
(2)ダリウシュキャビール	5	1,922	1,821	821	148
(3)ラームジェルド	8	1,876	2,410	1,567	247
(4)マルヴダシュト	6	1,635	1,498	1,154	221
(5)ドルーズザン	5	1,620	1,900	1,350	252
(6)エスタッフル	8	1,367	1,600	1,105	212
(7)コル	6	1,265	1,315	935	181
(8)ダシュトキャーン	5	2,543	2,810	1,525	236
(9)ネギャレスター	5	1,950	1,950	1,064	173
合 計	50	15,806	16,167	10,002	1,756
平均	5.6	1,756	1,796	1,111	195

(出所)農村協同組合省『農業公社活動報告書』1976年。

表3 ラームジェルド地区の農業公社所有地と旧地主所有地
(単位: ha)

名称	公社所有地	旧地主所有地	未利用地・ その他の	合 計
(1)ポレノウ	267	695	63	1,050
(2)チャマーニー	194	688	57	939
(3)ブーラキー	276	411	482	1,168
(4)エスファドラン	431	1,182	29	1,642
(5)メフルアーバード	120	217	—	337
(6)ハフルアーバード	383	393	31	807
合 計	1,671	3,586	662	5,943

(出所)ラームジェルド農業公社(実態調査、1977年)。

ワリ、スイカ、メロン、トウモロコシ、ワタ、コメ、野菜類(トマト、ナス、タマネギ、キュウリ), ブドウ、リンゴなどである。このうち、コムギ、コメ、アルファルファ、ケシ、スイカ、メロンなどが主要な作物であった。コムギは全作付面積の約60%を占め、ヘクタール当たりの生産量は平均で1700キログラムであり、灌溉コムギとしてはそれほど高い生産量ではない。

アルファルファは農業公社が家畜飼養を重視していることから、重要な飼

料作物として栽培されている。それはこの地域の土壤に適し、十分な灌漑用水の供給があれば作付面積を拡大し高収益を期待しえる。しかも機械化が可能であり現在の10%の作付面積から、将来は30%まで増やすことが計画されていた。

コメはマルヴァダシュト地域の五つの農業公社で栽培され、収益性が高い作物のひとつである。しかし、田植期および収穫期に多くの労働力を必要とすることから、労働力不足に悩むこの地方の農業公社にとって、その拡大は容易なことではない。

ケシ栽培はとりわけ収益性が良いことから、どの農業公社でも最も魅力ある作物となっていた。しかし、収穫作業は熟練と労働の集約化を必要とするため、地域外の労働力に多くを依存しなければならず、作付面積も政策上制限されているため、作付面積は全体の5%以内にとどまっている。

家畜飼養は9カ所の農業公社のうち5カ所の農業公社で羊の放牧がなされている。頭数は合計5360頭であり、休閑地放牧とアルファルファ、それに購入飼料のビートパルプによって飼養されている。乳牛はアーリアメフル農業公社で200頭が飼われているにすぎない (Marinescu, 1977)。

(3) 農業公社の成員資格

農業公社への成員資格は設立法第2条に規定されており、旧地主層も含まれていたが、実際に農業公社の成員となったのは農地改革によって地主から土地を取得した小土地所有農か定期借地農であった。旧地主層は企業家精神を明確にもち近代的農業経営によって高い生産性をあげているため、農業公社に参加しないのがふつうである。マルヴァダシュト地域でも農業公社の成員となったのは農地改革後に土地所有者となった小農民に限られ、土地なし層は農地改革に続いて農業公社設立時においても、その対象から除外されてしまった。

農業公社設立には一定の手続き(有資格者による投票で51%以上の賛成)が必要とされたが、それは形式上のことであった。実際は、中央政府による

青写真がすでに描かれており、官僚機構をとおして一方的に農業公社の建設が決定された。地域開発の意思決定過程において、農民が関与する余地は初めからほとんどなかったのである。自らの意思であれ強制であれ、ともかく農業公社の成員となった旧農民には農地改革によって取得した農地を放棄することと交換に、農業公社から株(sahm)が与えられた。すなわち、旧農民は農業公社の「株持ち」(sahm-dār)となり、その持株数に応じて年1度、農業公社からの配当金を受け取ることになった。この配当金は株の所有によって生じるもので、農業公社における労働とかかわりのない不労所得である。農業公社設立により、農民は土地から切り離され賃金を求めて浮遊する労働者へと変わった。株と交換に農地が農業公社側に移譲されると、実質上の土地所有権と経営権が農業公社に移っていった。

農業公社の成員が土地と交換に手にした株の売買に関しては、多くの法的規則(例えば、農業公社による承認、先買権、成員が必要な義務を怠った場合における資格剥奪と持ち株の買取りなど)があり、それらは農業公社が株の集中を促すのに有利なものであった。マルヴダシュト地域の事例では、成員の約3分の1が農業公社で働いていたにすぎなかった。残り3分の2の成員に対しては農業公社が設立法第16条の適用をもって、彼らの所有する株を半強制的に買い取ることも理論上可能であった。そしてその徵候もみられた。

このように農業公社は法的操作をとおして、まず、株と交換に農民を土地から切り離すことで労働者を創出し、次いで、いったん与えた株を再度集中することによって所有と経営の実権を握ろうとした。つまり、国家による一種の「囲い込み運動」による国営農場の建設であった。これは耕作する農民に土地と経営権を与えようとした1960年代初期の農地改革の基本理念と政策の根本的な変更であった。

(4) 農業公社組織と労働形態の変化

農業公社経営の実権は中央政府から派遣された3～5人の役人グループ(技術者、技師、会計士など)が握っていた。とりわけ、最高責任者である現場

監督官に生産管理、人事、会計など重要事項の決定権が集中していた。この現場監督官は中央政府が官僚組織をとおして地方末端の管理体制を円滑に行うための重要な手段であった。

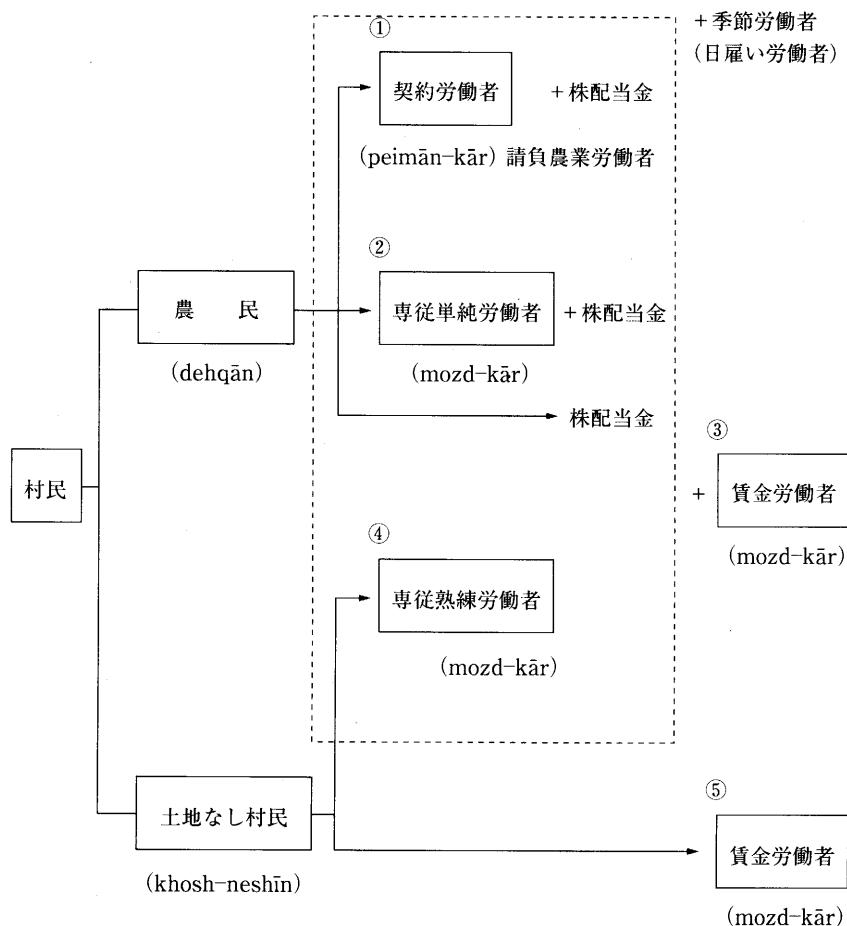
他方、農業公社の成員となった旧農民側では現場監督官の立ち会いによる選挙によって、5～6名からなる執行部を選出する。執行部の3役候補者は政府からあらかじめ指名されている場合が多く、ふつう、村落の長老級の人物が選出される。執行部とは名ばかりで、その実態は上からの指示を一般成員に伝えるパイプ役にすぎなかつた。農業公社成員による総会、執行部会なども存在したが、政府役人の前に成員の自主的な経営決定権と行動の余地は、ほとんどなかつたと言つていい。そもそも、農業公社設立構想のなかには、農民による参加と自主管理という理念は初めからなく、むしろ、その反対の方向で作られた官製大農場であり、中央集権思想の上に構築されたものであつた。

農業公社設立により、その管理下に入った農村社会は急変した。とりわけ、収入源、労働機会をめぐる経済的影響は大きかつた。農業公社の株持ちとなつた旧農民は農業公社における雇用形態によって三つの方向へと分化していく（図1）。

第1は、農業公社で働く請負農業労働者(*peimān-kār*)である。彼らは機械化不可能な農作業を担当し、収穫後にその収益を一定の比率で分ける労働者である。収入源は年1回の農業公社からの株配当金、農業公社での農業労働賃金、それに農業公社外で働く場合の賃金である。彼らは農業公社と各作物ごとに契約を結ぶため雇用環境が不安定で、機械化の進行や農業政策の変更などによって最も影響を受けやすいグループである。いわば、農業公社経営にとっての労働力の調節弁となつていた。

第2は、専従単純労働者(*mozd-kār*)である。彼らは請負農業労働者のように直接農耕に従事せず、農業公社事務所で働く雑役夫であり数からいって少数である。雇用条件は専従であることから安定している。主な収入源は農業公社からの労働賃金（日給月給制）と株配当金の二つである。

図1 農業公社設立後の村民の変化



(注) []は農業公社内部を示す。

(出所) マルヴダシュト地域農業公社の実態調査(1977年)。

第3は、農業公社設立後、余剰労働力となり農業公社内での就業機会から排除されるか、または当時の経済発展ブームのなかで高賃金を求めて外部に流出したグループである。彼らは農業公社の成員であることから、年1回の

株配当金を農業公社から受け取ることができた。

他方、農業公社の成員になれず、株配当金の報酬から除外された土地なし層も、農業公社設立によって二つの方向へと分かれた。

第1は、農業公社内の専従熟練労働者となった土地なし層である。農業公社における労働優先権は株持ちの成員にあったが、車やトラクターなど運転や整備といった資格技術や熟練が必要とされる職種で、成員のなかから雇用できない場合は土地なし層が代わっていた。彼らの収入源は株配当金がないため、農業公社からの賃金のみである。

第2は、農業公社外の労働に従事する大部分の土地なし層である。農業公社は旧村の農業経営に比べ、機械化体系による土地経営の合理化と労働力の省力化を徹底したため、農村部における余剰労働力を強制的に外部に掃き出す役割を果たした。マルヴァダシュト地域の農業公社の例では、これまでの農業労働力を3分の1まで減らすことになった。

マルヴァダシュト地域では、農業公社設立が地域総合開発計画の一環として位置づけられていたため、他部門の産業(例えば、製粉、食肉などの農産物加工や弱電、石油精製など)が準備されていたことや、政府による積極的なインフラストラクチャーへの投資により、建設現場での労働も多く雇用機会には恵まれていた。しかし、全国的に見ると、農業公社設立により余剰労働力を地域経済圏の内部で吸収することができず、失業問題が顕在化した。例えば、東部のホラーサーン地方や南部フーゼスターイ地方にある農業公社の事例では、テヘラン、マシュハド、エスファハーン、シーラーズなど大都市への人口集中の引き金となっていた。

農業公社の機械化はその成員が非農業部門へと流出することに拍車をかけたと言える。そして、農業公社に残った3分の1の成員のうち、請負農業労働者の雇用上の不安定、専従労働者の労働の単純化といった問題を残した。また、彼らは専門知識と技術を持った政府役人に実質上の経営権を握られていたため、参加意識が薄れ賃金のみを目当てに働く労働者に変身していった。他方、土地から切り離された3分の2の成員も、外部に労賃を求めて浮遊す

る労働者と、農業公社からの配当金をあてにする不労所得者という二面性を持ち合わせるようになった。後者の配当金の比率はラームジェルド農業公社の事例で試算したところ、単純労働者の年収の約7割近くになった。

1960年代初頭の農地改革によって地主の束縛から解放されたかにみえた農民は、農業公社設立によって再び経営の実権が農民から国家へ、そして、労働が農民労働から賃金労働へと移っていった。ここでみたように、国家の地域開発プロジェクトの中核であった農業公社政策は青写真どおりに着々と進められていった。

(5) 農業公社経営の特徴と問題点

農業公社経営の特徴として次のものがあった。つまり、農業生産力の強化は耕作地面積の拡大と単位面積当たりの収量の引上げの2方向が考えられるが、マルヴダシュト地域の調査結果によると、この両方向とも大きく伸びている。例えば、ヘクタール当たりの土地生産性はコムギが約1.9倍、ワタが約1.7倍に伸び、また、作付地面積も夏作地の拡大や輪作体系の導入などにより5割以上増加した。これら土地生産性の上昇や作付地面積の拡大は、灌漑用水量の増加と大きくかかわっていた。

1977年の当時、ラームジェルド農業公社の収支決算表を入手し、ひとつの経営指標である支出に対する収入の割合(収支係数)を調べたところ、全国平均1.4に対して1.7と、比較的高い数値を示していた。このため、農業公社の員が受け取る株配当金は単純労働者の年収の7割近くの高額所得となつた。農業公社が高い収益をあげた理由として、次のものが考えられる。

第1に、国家による「囲い込み」をとおして農村部から大量の農民を排除し(マルヴダシュト地域の場合では、員の約3分の2)、機械化による土地経営の合理化で大幅な労働力の省力化をはかったことである。

第2に、前述したように、農業公社設立に先立ち経済インフラストラクチャー、とりわけ、ダムや水路体系の建設や整備をとおして灌漑の給水量を大幅に増加させ、農業公社建設や運営に当たって財政的援助をおしまなかつた

ことである。マルヴダシュト地域の場合では、灌漑給水量は農業公社設立前の約5倍増となった。乾燥地農業において、灌漑用水の投入量と土地生産性は強い相関関係を示している。農地改革前、地主層はカナートなどの伝統的灌漑施設の開発を足場に農村部を支配していった歴史があるが、今度は地主に代わって国家が大型ダムや水路建設を媒介にして農村部に権力を確立していった。1968年の水資源国有化法と農業公社設立法が抱き合せで提出されていることからもわかるとおり、用水の生産、支配という水の論理がイラン史を通底する例証でもあった。

次に、農業公社がかかえる問題を考えてみよう。

第1は、採算性である。農業公社の収支決算表を詳しくみると、ケシ栽培が他の作物と比べて飛び抜けて高い収益をあげている。当時、ケシ栽培は農業公社以外で栽培することが難しく、國家の厳しい管理下に置かれていた。1976年のラームジェルド農業公社の場合、全作付地面積の約5%，60ヘクタールがケシ栽培地であった。それは全作物粗収益の約25%を占め、単位面積当たりの粗収益ではコムギの約10倍にも達した。国家によるさまざまな優遇措置によって農業公社の高い収益が保証されたのであり、その莫大な投資を勘定に入れると、むしろ採算外であった。このことは農業公社をさらに徹底し巨大化した農業会社と呼ばれる資本制企業による大規模農業経営(5000～2万ヘクタール規模)の失敗例からも明らかであった⁽⁴⁾。これは国家による「囲い込み」の失敗例のひとつであった。

第2は、農民の土地への執着といった問題が残った。本来、農民は土地への強い執着がある。1枚の証言とひきかえに土地を失ったことに対する不満が内部にくすぶっていたことである。このことは後述する1979年2月のイラン・イスラム革命によって国家権力が弱体化すると農業公社があっけなく崩壊したことや、革命直後、「イスラム農地改革」と呼ばれている土地なし層、零細農、小農などを中心とする農地奪取事件が全国各地で頻繁に起こったことからも推測できる。

第5次5カ年計画期(1973～78年)において、農業の重要性は強調されたも

の全体として農業生産は停滞し、農村人口の都市への大量の流出、食糧自給率の低下傾向が続いた。都市部と農村部の所得格差は3倍以上に拡大し、農村部から土地なし層、零細農、それに、農業公社や農業会社からはじき出された旧農民たちを中心に大量の人口が都市へ流出していった。受け皿である都市部の近代工業部門はこれらの人口を十分に吸収することができず、オイルドラーによって引き起こされた建設ブームがわずかに日雇い現場労働者の職を彼らに提供したにすぎない。

第2節 イラン・イスラム革命後の農業政策の展開

1. 革命後の農業政策と農村社会の変化

(1) 農村復興聖戦隊

イラン・イスラム革命後、権力を掌握したイスラム政権は具体的な国内の経済社会建設に向かうにあたり2大目標を旗印に掲げている。第1は、大国への従属経済の鎖を断ち、外資を拒否して「自立経済（khod-kafā'i）への道を模索すること、第2は、都市下層民、農民、遊牧民など、いわゆる社会的弱者である「被抑圧者層（mostaz'afin）の解放」をとおして社会的公正の実現を目指すことにあった。これらの目標を達成するために、新政権は石油依存型の工業化優先政策を改め、食糧自給を中心とした農業優先政策を前面に打ち出していった。

農村復興聖戦隊（Jehād-e Sāzandegī、以下、聖戦隊）は革命直後の1979年6月、農業および農村地域の復興を担当とする革命機関のひとつとして、ホメイニー師の命で設立されたものである⁽⁵⁾。イスラム政権はパフラヴィー朝期の50年間に農業が破壊され、これを復興するのに50年の歳月が必要であると繰り返し述べていた。聖戦隊は国王とその政府によって破壊された農村を被抑圧者層である農民と協力して再建し、それによって農産物の自給体制を高

め、さらには都市への人口流出を防ぐことを目的に創設された地方、農村再建のための革命機関であった⁽⁶⁾。

イスラム政権は経済社会再建の基盤を確立するために前政権の工業重視政策から農業重視政策へと、その比重を移し変えていったが、それまで農村部に大きな影響をもっていた農業省の力が後退し、代わって聖戦隊が前面に出てきた。1985年になると、聖戦隊は省に格上げされる。彼らはイスラム革命の精神に燃え、被抑圧者層である零細農や土地なし層のなかに飛び込んで行った実行力のある青年たちであったが、長期的な展望に欠け、現場レヴェルではカネとモノのばら蒔き政策と移ることもあり、この点が経験ある農業省と改革の進め方や勢力範囲をめぐって、しばしば対立を生じるところであった。

聖戦隊はその活動をとおしてイスラム政権の影響を少しずつ農村内部に浸透させていく中核的な役割を担った。その活動の主なものは次のとおりである。

(1)農村部における公共施設の建設・修理（モスク、保健所、共同風呂、小学校など）、(2)インフラストラクチャー整備（道路、橋梁、水道、電線など）、(3)灌漑水利施設（カナート、井戸、用水路など）、(4)農業開発（耕地開拓、肥料、殺虫剤、消毒薬、農業機械など）、(5)家畜・家禽（予防接種、飼料配給、養鶏場建設援助とヒナの供与など）、(6)医療サービス、(7)イスラム・イデオロギーの宣伝と普及活動（農村イスラム革命評議会の開設、文盲撲滅教室の開講、イスラム文化に関するセミナーなど）。これらの活動は農村部を取り巻く下部構造の整備から始まり、経済、社会、政治、イデオロギーなどの諸領域をカバーする広範囲なものであった。

聖戦隊の重要な仕事のひとつは農村イスラム革命評議会(shourā-ye rūstā-ye Eslāmī)を各農村に開設し、イスラム理念に基づいた村落政治を指導することにあった。これは革命前に存在した農村議会(anjoman-e deh)を解体してつくったものである⁽⁷⁾。農村イスラム革命評議会は農村の上層農が実権を握っていた農村議会に比べると、平等を建前とし政治的発言力のなかった土地

なし層にも道を拓くものであった。それは聖戦隊と密接な関係があり、個々の農村と地区聖戦隊を結ぶパイプ役となつた。

地方町の聖戦隊と各農村イスラム革命評議会は戦時経済体制下で不足する生活基本物資配給制度用のクーポン券の割当て、村落内部の紛争処理、対イラク戦や戦争難民への支援や援助物資の調達などを行つてゐた。

(2) マルヴダシュト地域の農村

筆者は革命後の1982年春、85年夏、87年の春、91年の秋、96年秋と何度かマルヴダシュト地域にあるヘイラーバード村を訪れ、革命後の農業と農村の変化を観察する機会があつた。その事例で農村の経済変化をみてみよう⁽⁸⁾。

革命後、ヘイラーバード村の耕地に「雨後の竹の子」のごとく養鶏場が乱立した。1982年春で17カ所、85年夏には22カ所となり、ヘイラーバード耕地農民28人のうち2人を除いて26人が養鶏場経営者（個人または共同で3000～5000羽）になつてゐた。

このような養鶏場ブームの背景には次のような要因があつた。

第1に、養鶏場経営が利潤があがること。革命と戦時経済体制下の経済混乱のなか、基本的な蛋白源である冷凍肉の輸入が急減したことや、都市化による人口急増による需要増で赤肉不足が深刻化した。政府はクーポン券による配給制度を導入し、公定価格による低価格政策をとつたが需要が供給に追いつかず、自由市場での価格が高騰しつづけた。このため、羊肉を中心とする赤肉蛋白源の不足を補うのに国内で手近に増産できる鶏肉への需要が高まつたことによる。

第2に、革命政権の「自立経済」スローガンに見られるように、農産物自給化に対する手厚い保護、奨励政策をあげることができる。例えば、聖戦隊の家畜・家禽部門は養鶏場の建設資材、ヒナの供与、鶏の買上げなど生産、流通、消費の一連の過程に介入し、蛋白源の安定的なルートをつくろうとした。また、農業銀行はローンの利子率⁽⁹⁾を12%から1.5～4%に引き下げ、融資額を増加して金融面から支援した。

以上のように、養鶏場急増の背景には革命後の経済環境の変化があげられる。しかし、このような経済環境の変化に対応するためには個々の農民の土地が分割され、共同によらない自営農業経営が可能な前提条件がそろっていなくてはならない。

1962年の農地改革後、同村では農地が農民たちに解放されたものの、しばらくの間、地主制下での解放耕地制のような伝統的耕地制度が残存した。土地は地主から切り離され農民1人1人に耕地片が分配されたのではなく、農民たちの共同所有の形で譲渡されたため、個人の耕地片というものがなかつた。しかも、その耕地片は毎年、割り替えられたため、1片の土地に対する愛着と主体性がなかなかもちえなかつた。

1970年代半ばになると、形式的平等性を強要するこの割替え制度に不満が出はじめ、廃止にされるにいたつた。しかし、耕作地は多くの地片に分散した形で固定化されてしまったため、合理的農業経営を行うには不都合が生じた。交換分合によって再統合されるようになつたのは、やつと革命後になつてからである。これにより、今まで各農民を縛っていた伝統的耕地制度の名残りはなくなり、実質的な独立自営農民となつた。ここにいたり、土地をめぐる共同体規制は崩壊したのである。

1985年夏、同村を再訪すると、今度は分割した各自の耕地の近くに動力揚水ポンプによる深管井戸の建設ブームが起つていて、各農民の間で農地が分配され耕地片が再統合された後も、しばらくの間、同一の水源(カナート母井戸を水源にして動力揚水ポンプで汲みあげ、用水路で流す方式)から灌漑用水をひいて、それを共同で利用する関係が残つていて。しかし、各自(または数人のグループ)が自分の耕地用に深管井戸の掘削を始めたことによって、水をめぐる共同体もまた崩壊することになった。このようにして、60年代の農地改革以降、しばらく続いた「土」(農地割替制、共同脱穀など)や「水」(灌漑)をめぐる一連の共同体的規制に終止符が打たれたのである。そして、最後の止めを射したのが革命後の80年代、イギリスや日本から輸入したモーター・ポンプを利用した深管井戸の掘削であった。

(3) 1980年代の農業と農村の変化

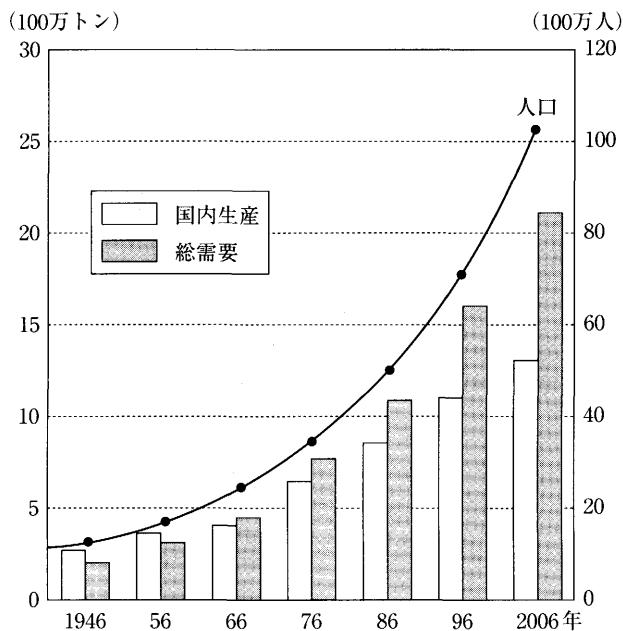
革命政権は自立経済、すなわち農産物の自給化を推し進めるために革命後の1980年代をとおして農業生産力の増大を急いだ。そのため、政府は前述の聖戦隊(85年、革命機関から省に昇格し、農村復興聖戦隊省となる)をはじめ、農業省サービスセンター(Markaz-e Khadamat-e Keshavarzi)や農業銀行(Bank-e Keshavarzi)などをとおして個々の小農民を対象に農業融資と生産資材の積極的支援を行った。王政期には大規模経営農家に対する優遇措置を優先したが、革命後は個々の小農民に対する小規模農業育成政策へと重点を移した。

革命後の1980年代をとおして、灌漑政策においても、政府は河川流域総合開発のような大規模灌漑の基礎整備に莫大な投資をする代わりに、身近な地下水资源の再開発、すなわち、小型動力揚水ポンプによる地下水灌漑に力点を移した。すでに述べたように麦類を主穀とする乾燥地農業では、その収穫量と水の投入量が比例する。イスラム政権は自立経済の基盤である食糧(とりわけ、コムギ、コメなど)の自給体制に努めた。このため、無制限と思われるほどの動力揚水ポンプによる深管井戸の掘削と地下水源の大量汲みあげが続いた。その結果、全国的にみて、コムギ、コメの生産量は図2の数字が示すように確かに増加していった。

短期的には深管井戸の増加で灌漑揚水量は増加し、コムギの連作と夏作耕地面積の拡大が可能となり生産量も増加した。しかし、長期的プログラムの欠如による無計画ともいえる深井戸の乱掘を奨励するやり方は、農業省テクノクラートの批判を待つまでもなく、地下水の資源利用に関する問題を後に生じさせることとなった。1985年春、政府は30ヘクタールを上限に農地の売買の自由化を承認した。これが意欲ある農民とそうでない農民との間に格差を生じさせ社会的流動性と階層分化を促進させることになった。

革命政権は食糧の生産向上のため、農業部門に多額の財政支出を行い国内の需要に見合うよう生産の向上に努めてきた。しかし、1980年の後半になると、イラン・イラク紛争が激化し、石油精製施設やタンカー攻撃、国際市場

図2 人口増加と主穀(コメとコムギ)の総需要と
国内生産の予測



(注) 年平均人口増加率: 3.9%, 年平均国内生産増加率:
1 ~ 2 %。

(出所) *Yearbook Iran 89/90* (M & B Publishing, Bonn:
1989) より作成。

での石油製品の下落と外貨不足が生じた。政府は輸入を軍需物資、生活必需品、医薬品などに制限したため、農業機械、深井戸用揚水ポンプ、肥料、農薬、ビニール、養鶏用のヒナなどの農業生産要素やインフラストラクチャー整備のためのセメントや鉄材などが不足し、農業生産活動に支障をきたすようになる。そして、イラン・イラク紛争の激化と戦時経済体制は農業開発を実行する上でも大きな足枷となった。

この他の大きな要因は食糧を需要する人口急増（自然増と都市化による社会増）などにあった。

例えば、最も重要なコムギを例にとると、1980年には450万トン、80年代半ばには700万トン近くまで伸びたが88年には590万トンに後退した。人口増加率が年3.9%の高い数値を示しているのを考慮すると、その需要を満たすには低すぎる数字であった⁽¹⁰⁾。88年で約900万トンの国内需要に対し、約3分の1の300万トンの輸入がされた。イラン農業省はこのままでいくと自給率がさらに低下し、掛け声とは裏腹に食糧を海外に依存せざるを得ない状況になると、警告していた⁽¹¹⁾。

2. イスラム農地改革

(1) 零細農、土地なし層による土地奪取

イラン・イスラム革命後の農民の最大の関心は土地にあった。とりわけ、零細農や土地なし層は、「被抑圧者の解放」を掲げるイスラム新政権への期待が大きかった。

革命直後、全国各地の農村部は、王政下に地方末端の権力機関であった辺境警備隊が駐屯地を離れ、それに代わる新政権下のイスラム革命委員会やイスラム革命防衛隊などの権力機関も十分に組織されていなかったため、一種の無政府状態にあった。大規模農業経営者たちは国外に逃亡し、また中小規模経営者たちも農民を恐れ、彼らの所有地に近づこうとしなかった。このような権力の空白下、全国各地で土地なし層、零細農民、それに小農民まで加わり、旧地主地の奪取、占拠行動があいついだ。これらは企業的農業経営者の所有地(旧大地主地)や農業公社などの大規模農業経営地が対象であった。

農地奪取事件が全国各地で頻繁に起こるのは1979年秋から80年冬にかけてであった。そのなかで最大なものは79年3月下旬ならびに80年2月、イラン北東部トルコマン・サハラー地方で起きた「ゴンバデ・カーヴォス事件」⁽¹²⁾であった。

一連の農民や土地なし層による旧地主地の奪取、占拠行動に対して、イスラム革命防衛隊は農民の暴挙であり違法行為として抑える側にまわるところ

もあれば、革命精神に燃えて大農地所有者を銃殺したり、強引に農地を分配するところもあり、地方末端部の革命組織の行動は不統一で混乱状態にあった。他方、革命前の国営農場であった農業公社は現場事務所から役人が去ると、あっけなく崩壊してしまった。

1982年春、筆者がファールス地方にあるマルヴダシュト地域の農村で観察した事例は次のようなものであった。

この地方の名門で旧大地主であったガヴァーム家⁽¹³⁾所有の農村では、革命直後の混乱期に被抑圧者財団が620ヘクタールの耕地のうち、300ヘクタールを農民に分配した。残りの320ヘクタールの管理は農地分配7人委員会⁽¹⁴⁾の手に移り、60ヘクタールを農民に、260ヘクタールを52人の土地なし層に貸しつけていた。52人の土地なし層は借地分の分配を委員会に強く要求していた。

また、同じマルヴダシュト地域にあり、革命前、ラームジェルド農業公社に併合されたポレノウ村では、農業公社によって作られた新しい居住区の名称は、高名なイスラム聖職者である故アーヤトッラー・ターレガーニー師に変更されていた。すでに、農業技師は現場事務所を離れ、農地は成員(旧農民)間で分割され、農業公社の併合以前の状態に戻ってしまった。また、居住区の住宅は売買自由になったため、耕作地が遠い農民は旧村に戻り、これまで入居権のなかった土地なし層が入るケースもしてきた。

農業公社の崩壊の他に、ポレノウ村では土地なし層による旧地主地の耕作も始まっていた。というのは、この村は1960年代の初期、農地改革の第2段階の対象となった農村で、当時、3人の共同地主と36人の分益小作農の間で収穫物の分益率に応じて土地と水利権が分割された経緯がある。その結果、地主側には総面積830ヘクタールの3分の2に当たる530ヘクタールが、農民側には3分の1である300ヘクタールが割り当てられた。ポレノウ村の農民が手に入れた3分の1の300ヘクタールは、その後、ラームジェルド農業公社に併合されていったが、その過程はすでに前述したとおりである。

革命後、問題となったのは旧地主地530ヘクタールの農地である。ポレノウ村の土地なし層と旧農民(農業公社の旧成員)は担当地区の農地分配7人委員

会に対し、旧地主地530ヘクタールのうち200ヘクタールの耕作権を提訴した。この結果、27人の土地なし層に150ヘクタールが、また、36人の農民には50ヘクタールの借地経営が認められた。ただし、土地の所有権はなく、年間契約での賃貸料を支払い、暫定耕作を続けていた。近くにあるナスルアーバード村ように、農民が農業経営者の私有地の占拠行動にでたところもあるが、革命政権は法案に決着がつくまで村民に暫定的に耕作権を与え、所有権は、あくまで地主側にあるとしていた。

これまで見てきたように、革命直後の農民や土地なし層による旧地主地の土地奪取や革命諸機関による土地接収の動きは、当時の暫定政府や大規模農地所有者などに大きな衝撃を与え、これをきっかけにして農村部に法と秩序を主張する声が大きくなっていた。

(2) イスラム農地改革法案

1980年4月、「農地分配と再生に関する法案」がイラン・イスラム革命評議会で承認されたが、それは私的所有権の制限を含むもので、後に政権内部、宗教界を二分して論争をひきおこすものとなった⁽¹⁵⁾。そして、同年の5月、その実施機関である農地分配7人委員会が全国に設置され、農村復興聖戦隊支援の下に活動が開始された。彼らの精力的な活動は各方面に大きな影響を与えた。革命直後のこれら一連の動きを一般に「イスラム農地改革」と呼んでいる。そして、それは全国各地の農村現場に大きな影響を与えた。

第1に、全国各地の農村部に約1万5000以上の農村イスラム革命評議会の設立をとおして左派勢力の影響下にあったグループを追い出し、農村末端部に中央権力を確立したことである。また、都市部においては急進的な私的所有権の制限の実施を見せつけることにより、都市インテリ層や下層民の支持をとりつけ、左派勢力から政治的イニシアティブを取り戻したことである。

第2に、大規模農業経営者(旧地主層)や体制内部の保守派からの強い抵抗にあったことである。とりわけ、宗教界保守は私的所有権を無視する農民や農地分配7人委員会の行動を反イスラム的であると強く非難し、同法の停止

を要求した。

結局、同法案は各地現場での混乱、保守派からの強い抵抗、さらには対イラク紛争の勃発などが加わり、これ以上の国内での混乱を避けるため、1980年11月、最高指導者ホメイニー師の命で実施中止令が出され、事実上、棚上げされた経緯がある。以後、この問題は国会に舞台を移し論争が開始されることとなり、同法案の再実施は国会の承認と憲法擁護評議会の審査に付されることとなった。

イスラム農地改革法案は1982年12月に内容がかなり後退した修正案が提出され国会で承認された。しかし、憲法擁護評議会はそれが憲法とイスラム法に抵触するという理由で却下し、国会に差し戻した。その後、国会と憲法擁護評議会の対立はいっそう深まり、イスラムにおける私有財産権、経済活動の自由の範囲、さらには神学論争にまで拡大していった。

1986年10月、イラン国会は「イスラム農地改革法案」(正確には「バーエルならびにダーエル農地の分配に関する法案」)⁽¹⁶⁾を最高指導者の裁定(緊急事態下、公共善のためイスラム法に反する行為を一時的に認めるかどうかの判断、すなわち「イスラム第2規範」⁽¹⁷⁾)は最高指導者に委ねられているが、その一部権限を国会へ委譲することへの同意)に基づき、憲法擁護評議会の審査に付すことなく議員の3分の2以上の賛成投票により可決した。それは3年間の期限つきという変則的な形で成立した緊急措置令であるが、革命後のイスラム政権が農業重要法案に対して提出したひとつの回答であった。同法は革命直後から約1年間、全国各地で生じた企業的経営者(旧地主)側と農民、土地なし層側の係争中の農地に決着つけようとしたものである。

同法の対象となったのは全国の約12万農民(家族を含めると約60万人)、5000人の企業的経営者(旧地主)が対象となった。全国農耕地の1490万ヘクタールの約5%にあたる75万ヘクタールがそれに当たるといわれ、そのうち農民自身によって占拠したものが44%，政府や革命機関によって接収されたもの56%であった(Bakhsh, 1989: 189-190)。

これらの一連の動きに通底する最大の論点はイスラム体制下における私的

所有権の制限にかかる問題であった。すなわち、イスラムにおける私的財産権の不可侵性を楯に改革に反対する派と、被抑圧者の解放という社会的公正実現のために私権制限もやむなしとする擁護派の対立である。法案擁護派は1986年法案が対象としている農地の多くが海外に逃亡した前政権側近者たちのものであり、それらは合法的に取得したものではないとし、農地分配の実施を主張する。他方、反対派はイスラム共和国憲法第49条を楯に、土地所有者の非合法性が完全に立証されないかぎり、政府による収用や農民への譲渡は実行されるべきでなく、それが無視されるならイスラムが認める私的財産権に抵触し、将来に禍根を残すと警告した。

イスラム政権は「自立経済」と「被抑圧者の解放」を基本的理念にして、革命後の経済再建を具体化するため、1983年を初年度とする第1次5ヵ年計画を策定した。しかし、それは具体的な農業政策を実施する段階になりイラン・イラク紛争の勃発や、政権内部での基本路線の対立などが露呈したため棚上げになった。

農地改革法案の場合でも、すでに見えていたようにイスラム解釈において、社会的公正と私有財産権の擁護という二つの基本命題を一致させることの難しさが顕在化してきた。

このような状況下、1987年下旬から88年初旬にかけて大きな転機が訪れた。それはイスラム政権の統治権限に関する最高指導者の宗教令である。その背景となるのはイラン・イラク紛争の経済に及ぼす影響が深刻になったことや最高指導者自身の健康上の問題などがあった。それは国会が社会の必要性から可決したいくたの経済重要法案(貿易国営化法、都市宅地法、労働法、物資配給法など)を次々と否決するなかで、最高指導者がかかる問題に決着をつけようと、統治府に大幅な権限を与えたことである(87年12月)。具体的には大統領、国家議長ら行政、立法、司法当局幹部7名と憲法擁護評議会メンバーのうちイスラム法学者6名の計13名より構成される特別評議会の設置である(88年2月)。以降、重要な経済政策の決定は最高指導者個人から特別評議会や政府の複数指導体制に変化していくことになる。イランは最高指導者・大統

領体制の複数指導者制、大統領権限の強化と統治機構の改革などにより、革命後の第2段階に入ったといえる。

新しい複数指導体制下の最大の課題は革命と戦争で疲弊した経済と混乱した社会をいかにして再建するかにあった。とりわけ、経済再建問題が最優先課題となった。このため政府は1990年度を初年度とする新経済開発5カ年計画（1990～95年）を策定し、「経済建設の10年」へと向かった。

3. 農業政策と人口、食糧、自然環境

1990年代に入ると、最高指導者ホメイニー師亡き後、複数指導体制を確立したイスラム政権の最優先課題はなによりも戦後の経済復興であり、市民生活の安定化にあった。1990年3月、戦後復興を目指す第1次経済開発5カ年計画（90年3月～95年3月）が策定、開始された。第1次計画では農業部門が、第2次計画（95年3月～2000年3月）では工業部門に力点が置かれた。農業政策に焦点を絞ると、急増する人口といまだ脆弱な農業基盤のなかで食糧の増産と自給体制の確立を自然環境問題が顕在化してくるなかで、いかに天然資源に負荷をかけないようにして調和させていくか、また、農業部門と他部門を全体の文脈のなかでいかに関連させていくかの長期的な問題に力点が移ってきた。

革命前の1970年代、イランの年平均人口増加率は約3.1%であり、政府が音頭をとり人口抑制政策を実施していた。革命後の86年センサス結果では、総人口は4945万人となり、過去10年間の年平均人口増加率も約3.8%と跳ねあがった。10年後の96年になると約1000万人が増加し、総人口は6001万人となつた。年平均3.1%の人口増加率が23年続くと、その国の人口は2倍になり、3.8%だと、20年後の2006年を待たずして1億人となる数値である（図2）。

イスラム政権は革命後、人口抑制政策を前面に打ち出さなかったが、1990年代に入ってから政策を転じる。人口急増は自然増に止まらず、農村部から都市部への人口移動による都市化や国境を越えてイラン側に流れ込んできた

大量の難民による社会増も大きな要因となった。

イスラム政権は国王の農業政策の失敗と農村の疲弊が都市への急激な人口流出をまねいたと強く批判したが、数字を見るかぎり、革命後にかえって都市化が加速化されるという皮肉な現象を生んだ。人口の農村から都市への大量の移動は食糧需要の急増となって表われた。

他方、1979年の旧ソ連軍のアフガニスタン侵攻事件以来、80年代をとおして、約200万人のアフガン難民がイラン側に流れ込んできた。また、8年以上続いたイラン・イラク紛争でイラン側に流入したイラク難民の数も100万人以上に達した。これに加え、91年の湾岸戦争、イラクにおけるクルド人の弾圧などで難民の数は膨れるばかりであった。

イラン政府の基本的立場はイスラムの大義から、同胞として彼らを支援する立場をとっていた。例えば、イラン内務省が中心になり、東部の国境地域で「アフガン難民対策評議会」を設置し、イラン国内での労働許可、生活必需品の配給（クーポン券による低価格での小麦粉、食料油、砂糖などの配給）、厚生省マラリア撲滅局による定期的な医療・保健サービスなどを行っていたが、政府の経済的支援は大きな財政負担となっていた。

高い自然増加率、急増する都市への人口移動、外国からの難民の大量流入などで、基本食糧であるコムギやコメなどの炭水化物、羊、牛、鶏肉、バター、チーズなどの蛋白源の需要が急増していった。イランは1960年代後半までに食糧自給をほぼ達成していたが、それ以降、徐々に輸入が増加し、70年代に入ると供給側の農業生産の不振と需要側の都市人口の急増によって需給の不均衡がでてきた。

基本食となるコムギの場合、1988年の総需要は約1000万トン、このうち国内生産が750万～800万トン、輸入が200万～250万トンとなり自給化率は75～80%である。人口が2倍以上となった場合の2006年の予測（コムギの生産と消費が毎年2%で推移した場合）では、コムギの総需要は2340万トン、輸入量は620万トンとなり、その自給化率は74%に減少する（図2）。

最近のイラン農業省の統計によると（表4）、1991年は生産が879万トン（自

表4 基本作物(コムギとコメ)の1990年代の生産と自給率の変化

	コムギ 生産量(万トン)	自給化率 %	コメ 生産量(万トン)	自給化率 %
1991	879	71	236	81
1992	1,018	81	236	72
1993	1,073	82	228	66
1994	1,087	83	226	82
1995	1,123	72	230	67
1996	1,002	72	269	75
1997	1,005	63	235	79
平均	1,026	75	237	75

(出所) イラン農業省統計(1997年)。

給化率が71%), 93年は1073万トン(82%), 95年は1123万トン(72%), 97年は1005万トン(63%)と、90年代に入ってから平均年生産量は1026万トン、平均時給化率は75%となっている。生産量は80年代に比べ伸びているが、人口急増による需要増で最近の自給化率は63%と低下している。

イスラム政権は食糧の自給化政策を旗印に農業生産物の増大に邁進してきた。食糧増産と自給化こそが国民経済の基盤である農業を確固たるものにし、同時に、被抑圧者層である貧農、土地なし層、遊牧民、都市下層民を救うことだという強い理念があったからである。食糧増産政策は石油資源に依存することなく、水資源の再開発と効率的利用にかかっていた。すでに述べたように、革命後の農業は河川灌漑による大規模灌漑施設利用から地下水利用の動力揚水のような小規模灌漑、小農民経営の支援に力点を置いていた。しかし、マルヴァダシュトの事例でみたように、コムギや養鶏場経営のための無制限ともいえる動力揚水による深井戸灌漑化を推進していった。また、未利用地であった沙漠限界線ぎりぎりまで耕地を拡大したり、地下水の大量汲み揚げでカナート水が枯渇し、沙漠化がいっきょに進行する所がてきた。蛋白源の増産から、家畜の過放牧や化学肥料の大量投与などの影響も顕在化してきた。

また、農業と牧畜業の対立からくる自然環境問題もある。イラン国内には

9000万ヘクタールの牧草地があり、家畜放牧にとって最も恵まれた地域のひとつである。この広大な牧草地の管理権をめぐって関連各省庁間の調整がうまくいっていない⁽¹⁸⁾。例えば、コフギールーエとボエルアフマド地域を中心としたトウバ計画は広大なザーグロス山地の牧草地を対象とし、これまで10年以上にわたり牧畜と農業の拡大と同時に自然生態環境の保護事業が行われてきた。資源庁、農業省、聖戦隊省など各管轄省庁間での羊放牧を中心とする牧畜業の拡大と、イチジク、オレンジ、クルミ、アーモンド、ブドウなどの植林をとおしての農業拡大、それに、牧草地や森林地帯の自然生態系の保護と回復をはかろうとする各担当機関の行き違いもでてきた。これは短期な農・牧畜業の生産力の向上を目指す方向と自然生態資源の長期利用を指向する対立とも考えられる。このように、1990年代の農業政策は人口増とともに食糧増産と水開発、農業基盤整備と自然環境の調和という複雑で長期的な問題が顕在化してきた時代といえる。

おわりに

1960年代からイラン・イスラム革命を挟んで、90年代までのイランの農業政策とその展開を主としてマルヴダシュト地域の農村を事例にして、その理念や政策が農村現場に与えた影響と対応の実態を検討し、大きな政治経済の潮流のなかに位置づけてみた。

1960年代はイラン国民経済の大きな転換期にあった。それは上からの近代化による国王と国家による中央集権化と工業化時代の開始期でもあった。近代化政策の目玉商品は農地改革であり、旧地主勢力を弱体化させ、水資源や森林や牧草地を国有化し、農民に土地を与え、国の産業基盤を農業から工業に転換することにあった。しかし、小農民経営による農業生産は伸び悩み、工業化の足枷となった。このため政府が小農民育成政策から生産力重視政策へと大きく方向を転換するのは、はやくも60年代後半であった。

1970年代、国家主導の近代的農業技術と大規模農場経営を目指す農業公社や農業会社が全国各地で次々と設立されていった。それは農地改革で農民にいたん与えた土地を「株主」という形で再統合したり、半強制的に農地を回収する形で農村の解体と再編成の事業が、主として河川流域にあるダムや灌漑水路への基盤整備がなされた地域を対象に行われた。この経緯と農村変化に関してはマルヴァダシュト地域の農業公社の事例で詳しく触れた。しかし、79年にイラン・イスラム革命がなると、農業公社や農業会社はあっけなく崩壊してしまった。

1980年代は政権を奪取したイスラム政権が「自立経済」と「被抑圧者の解放」の2大スローガンを掲げ、革命後の経済社会の再建に乗り出した時代であった。工業化優先政策を改め、食糧自給を中心に据えた農業再建政策と農民、遊牧民、都市下層民を優遇する社会政策を全面に打ち出した。その先兵が農村復興聖戦隊(省)であった。革命直後、土地なし層、零細農を中心とする農地奪取事件が全国でみられた。それは、「イスラム農地改革」と呼ばれているように、イスラムにおける私的所有権の制限に触れる政策理念の根本的な問題を含んでいた。他方、この時代は経済再建に向かう矢先にイラン・イラク紛争が勃発し、また人口急増など経済発展にとって大きな阻害、攪乱要因があったことを考慮する必要がある。

1990年代、イスラム政権の最優先課題は戦後の経済復興と市民生活安定化にあった。農業政策に焦点を絞ると、急増する人口と脆弱な農業基盤のなかで食糧の増産と自然環境との調和、農業部門の拡大と工業を含む他の産業部門との関係強化といった大きな文脈と長期的な視点のなかで考えなくてはならない方向に力点が移ってきた。現在、6000万人以上の大きな人口を擁し、高い人口増加率と食糧の安定的供給と天然資源の持続的で効率的な利用という長期的で複雑な問題が浮上してきた。

経済開発計画の策定から50周年を迎えた1999年春、テヘランで計画予算庁とアラメ・タバタバイー大学が共催して、経済開発計画の「50年の回顧と展望—光と影—」のセミナーが開催された⁽¹⁹⁾。そのなかで、イランは経済生産

要素である天然資源、労働力、石油収入、地理的条件などに恵まれているにもかかわらず、これまでの経済開発計画が不成功に終わったとし、その主要因を経済外的要素である政治的、社会文化的要因に求めている。それは経済部門における過度の国家統制、民間部門の投資意欲と生産動機の欠如、所得分配の不平等、意思決定過程における官僚制の肥大、非効率、政策と現実の矛盾などといった問題をあげている。

今日のイランのように目まぐるしく大きな政治変化が起こっている国では、農業と農業政策を考える際、経済外的要因も考慮して分析する必要があるだろう。

注(1) 詳しくは、原(1990)「ホシュネシン——イラン農村における土地なし層の構造と機能を中心について」を参照。

(2) 1973年の『農業公社設立法』は全部で28条10項からなる。67年に1~16条が、翌年の68年には17~26条が追加され、73年までに28条がそろい、国会で承認された。

(3) マルヴァダシュト地域の農業公社の実態調査は1977年秋、当時、在テヘラン日本学術振興会西アジア研究センターの駐在研究員であった後藤晃氏、パフラヴィー大学（現シーラーズ大学）地域開発学科に留学中の南里浩子氏、それに、筆者の3人で約2週間かけて行った。現地調査にあたり、当時、農業省次官であり、パフラヴィー大学における筆者の指導教官であったイスマーイール・アジャミ博士からは農業公社宛の紹介状を、国連FAOから農業経営指導のためマルヴァダシュト農業公社に出向していたシリア人農業経営専門家であったMarinescu氏からは資料提供を、ラームジェルド農業公社からは宿泊施設の便宜供与を受けたことを付記しておく。

(4) 農業公社は1968年の「ダム下流域の土地開発のための企業設立法」に基づき、ダム下流域の灌漑整備を中核とする農業開発と密接に関連したもので、1968~78年の間に全国で14カ所が設立された。その中心地はフーゼスター地方のデズ・ダム下流域であり、その様子は次の事例でわかる。

「政府は、58農村（約6万7000ヘクタール）の農民所有地を低価格で強制的に買収し、住民5万5000人を立ち退かせた。政府は農地を国有化した後、集落をブルドーザーで壊し農業用に整地した。そして、この農地を米国を主とする多国籍企業7社に30年間の長期貸付けを行い、あらゆる特別援助策をおしまなか

- った。しかし、短期利潤を追求する私企業であったため、投資額に比べ採算がとれないことが明らかになると、農業会社は相次いで撤退していった」(Hooglund, 1982: 85)。
- (5) 革命後に創設されたイスラム革命機関として以下のものがあった(Muhajeri, 1982: 71-97)。①農村復興聖戦隊、②イスラム革命委員会、③イスラム革命法廷、④イスラム革命防衛隊、⑤志願兵組織、⑥貧者救済委員会、⑦住宅財団、⑧被抑圧者財団、⑨殉教者財団など。
- (6) 革命直後の混乱のなかで生まれた農村復興聖戦隊は、農業政策に関して農業省としばしば対立した。1985年、農村復興聖戦隊は省に昇格する。86年、村落政治は内務省、農村開発は聖戦隊省へと、その役割分担がはっきりしてくる。89年に入ると、農業は農業省へ、土地利用や農村開発は住宅財団へ、牧畜・漁業・森林・牧草地などの天然資源分野は聖戦隊省へと、その管轄の分散化がいっそう推し進められ行政組織の再編が行われていく。
- (7) 農村議会は1952年に立法化され、多くが農地改革以降に設置された。それは国王が旧地主勢力を追い出した後の農村を直接支配していくための政治手段であり、内務省地方役人の管理下に置かれ、けっして農村自治組織と呼ばれるものではなかった。その機能は第1に、農村内に影響力をもつ村落の長を牽制すること、第2に、村民から収入の2%を徴収し、その財源で政府援助の下に公共施設を建設することなどにあった。
- (8) ヘイラーバード村における1960年代初期の農地改革以降から、25年間の詳細な変化の記録は大野(1990)に詳しい。同書はH. ラジャブザーデ氏によってペルシア語翻訳され、98年、テヘラン大学出版から『ヘイラーバード・ナーメ』として刊行された。
- (9) イスラム政権は宗教上の理由から利子を取ることを禁止している。このため、革命後は利子(bahre)の代わりに、手数料(kār-mozd)という名称に変更した。
- (10) *Iran Focus*, 1989. 5.
- (11) *The Echo of Iran*, 1989. 3. 23.
- (12) イラン北部にあるゴンデバ・カーヴォスはスンニー派のトルコマン系住民が多く住むトルコマン・サハラー地方の中心地で、イラン有数の肥沃な農業地帯である。この地方の主な農地はパフラヴィー家の王領地(正しくは、パフラヴィー財団のワクフ地)であったが、1950年の王領地配分により、約2000村落とその関連財産が農民に有償で分配された。しかし、肥沃な最良地は王家の側近者や地方の有力者などに優先的に与えられた。彼らは農業の機械化を推し進める一方、1000キロメートル以上離れたイラン南部シースターンやバルーチエスター地方から移住したスンニー派系の労働者と、その家族の安い労働力を使い、綿作を中心とするイラン有数の商業的機械化農業を発展させていった。

「トルコマンの人口の多数を占める農民は、パフラヴィー朝時代に、牧草地や財産をヘジャブル・ヤズダーニー、ナッシリー、シャープール、ミザイヤニ将軍、それに、オヴェイシィーといった国王側近の有力者連中に奪われた。軍隊と秘密警察に抑えつけられていた農民は、都市へ出ることを余儀なくされ流民化した」(1979年4月9日付『エッテラート』紙、加納・駒野、1982:209)

革命後、多くの地主たちは、このように旧政権に近い関係にあったため、その所有地を放棄し国外に逃亡したのである。このため、この地方の農民やスンニ派系の移住労働者たちは農地を取り戻そうと殺到し、これを阻止しようとしたシーア派系の革命防衛隊と衝突し、多数の死傷者を出した。大きな衝突は2度ほど発生したが、1979年3月26日から4月2日まで8日間続いたものは一種の内戦状態となり、「ゴンバデ・カーヴォス事件」と呼ばれている。これは、農地をめぐる経済的利害関係のほかに、民族や宗派の違いまで絡んだ大きな政治事件でもあった。

- (13) 一般にイランのエリート層を指すのに、「イランを支配する1000家族」という表現が使われる。例えば、ビールジャンドのアラム家（アサドラー・アラムは王政期の内務大臣、首相、宮内大臣などを、アミールホセイン・ホゼイメアラムは上院議員を、アミールアラム・ホゼイメは下院議員などを歴任）やシーラーズのガヴァーム家などは、その代表格である。1982年、筆者が同地方を訪ねた時、彼ら一族の所有する農地や資産などは、すでに被抑圧者財団によって接收、管理下に置かれていた。革命直前、旧体制の中核にいた政治家、軍人幹部、高級官僚、有力家族の多くは逮捕、投獄されるか、欧米諸国に逃亡した。被抑圧者財団は放置されたこれらの土地を接收し管理下においていた。それらは全国で約10万ヘクタールと推定されている（Ashraf, 1982）。
- (14) 「農地分配と再生に関する法案」が1980年4月にイスラム革命評議会で承認されると、同年5月に同法実施の最高責任機関である「農地分配実施本部」がテヘランに、「農地分配7人委員会」が全国各地に設置された。
- (15) 「農地分配と再生に関する法案」は全文9条からなり、一般に「バンデ・ジーム」（ペルシア語のC条項）と呼ばれる私的所有権の制限条項を含むもので、その後の法案改定と論争の原案となったものである。農地改革法案をめぐる背景と経緯、内容の検討に関しては原（1984, 1988）に詳しい。なお、筆者と同じような問題意識から、1989年、S. バフシュ氏が論文（Bakhash, 1989）を発表している。前者が農村現場の実態に比重を置いているのに対し、後者は官報資料を用いて、国会審議の過程に重点をかけている点に特徴がある。
- (16) 前文1条と九つの注よりなる。なお、内容に関しては原（1988）を参照。
- (17) イスラム法（シャリーア）は現世の個人生活にかかる包括的な行為規範の集成で、イスラム教徒はその関連規定を無視することは許されない。しかし、生か死かといった個人の生命が脅威にさらされる非常事態には、その規定を一

時停止し、それに反する例外規定も存在する。例えば、通常では豚肉を口にすることは禁止事項であるが、飢餓状態の生命の危機に直面する場合は事態を開るために一時的にイスラムに反する行為が許される。この個人次元の問題は社会的規模に範囲が及んだ場合にも適用される。これを、一般に「イスラム第2規範」と呼んでいる。

(18) *Iran Dairy*, 1999. 3. 18.

(19) 同上。

〈参考文献〉

〈邦語文献〉

大野盛雄[1981]「イラン農村の研究序説——ヘイラーバードの17年」(『東洋文化研究所紀要』第87冊)。

———[1990]『イラン農民の25年のドラマ』NHKブックス。

岡崎正孝[1965]『イラン農業統計』[イラン統計局]アジア経済研究所。

———[1988]『カナート・イランの地下水路』論創社。

加納弘勝・駒野欽一[1982]『イラン1940-1980——現地資料が語る40年』中東調査会。

後藤 晃[1979]「イランの土地改革と農業社会の変容——農業近代化のイラン的特徴」(『東洋文化研究所紀要』第77冊)。

日本イラン協会訳[1987]『イラン・イスラーム共和国憲法』日本イラン協会。

原 隆一[1984]「イラン・イスラム革命と農村」(三木亘ほか編『イスラム世界の人びと・総論』東洋経済新報社)。

———[1988]「イラン・イスラム農地改革法案をめぐって(上・下)」(『中東研究』No.320, No.321)。

———[1990]「ホシュネシィン——イラン農村における土地なし層の構造と機能を中心」(『オリエント』第33巻第2号)。

〈外国語文献〉

Aresvik, O.[1976], *The Agricultural Development of Iran*, New York: Praeger Publications.

Ashraf, Ahmad [1982], "Dehqānān, Zamīn va Enqelāb" (農民・土地・革命) in Ashraf, Ahmad (ed.), *Masā'el-e Arāzī va Dehqānī* (農地と農民をめぐる諸問題) Tehrān: Āgāh Publications).

Bakhash, Shaul [1989], "The Politics of Land, Law, and Social Justice in Iran," *The Middle East Journal*, Spring, Vol. 43, No. 2.

Dabir-Khāne-ye Majles-e Barrasī-ye Nahāī-ye Qānūn-e Asāsī [1980], Lāyehe-ye Qānūn-e Vā-gozārī va Ehyā-ye Arāzī-ye Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān [イ

- ラン・イスラム共和国における農地分配と再建に関する法案].
- Doroudian, D. [1976], "Modernization of Rural Economy in Iran," in Jacqz, J. W. ed., *Iran: Past, Present and Future*, New York : Aspen Institute for Humanist Studies.
- Hooglund, Eric [1982], *Land and Revolution in Iran 1960-1980*, Austin: University of Texas Press.
- Khosrovi, Khosrou [1976], *Jāme'e-shenāsī-ye Rūstā'i-ye Īrān* (イランの農村社会学), Enteshārāt-e Dānesh-kade-ye 'Olūm-e Ejtemā'i va Ta'āvon.
- Marinescu, G. [1977], Comparative Analysis and Farm Production Results of Marvdasht Farm Corporation Region, F.A.O. Report.
- Muhajeri, Masih [1982], *Islamic Revolution Future Path of the Nations*, The External Liaison Section of the Central Office Jihad-e Sazandegi, Tehran.
- Vezārat-e Ta'āvonī va Omūr-e Rūstāhā (農村協同組合省) [1973], Qānūn-e Tashkil-e Sherkathā-ye Sahāmī-ye Zerā'i (農業公社設立法).
- [1976], Fa‘ālīyathā-ye Vezārat-e Ta'āvon va Omūr-e Rūstāhā (農村協同組合省活動報告書).
- anon. [1989], "Tарh-e Vā-gozārī-ye Zamīnhā-ye Bāyer va Dāyer," *Keihān*, 10.30